

各 位

株式会社 も み じ 銀 行

当座勘定規定の改訂について

2026年3月31日をもって、手形・小切手の発行を終了するため当座勘定規定を改訂いたします。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改訂する規定
当座勘定規定

2. 主な改訂内容

項 目	内 容
手形、小切手用紙	手形用紙、小切手用紙の請求方法を削除
小切手用法、約束手形 用法、為替手形用法	用紙の請求方法を削除

3. 新旧対照表

次頁以降の表のとおり改訂いたします。

なお、次頁以降の表では、変更する条項だけ記載しております。

全条項は当行ホームページ「定型約款（規定・特約）」に4月1日から掲載いたします。

4. 適用開始日

2026年4月1日（水）

以 上

当座勘定規定（新旧対照表）

改訂後	改訂前
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当行を支払場所とする約束手形を振出す場合には当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前二項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>⑤ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人からの請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～④（同左）</p> <p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人からの請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>
<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。</p>	<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶）</p> <p>この当座勘定は、第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第26条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</u></p>
<p>小切手用法</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ</p>	<p>小切手用法</p> <p>8. <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u></p> <p>9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ</p>

改訂後	改訂前
印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
<p>約束手形用法 <u>(削除)</u></p> <p><u>8.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>約束手形用法</p> <p><u>8.</u> 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p><u>9.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>
<p>為替手形用法 <u>(削除)</u></p> <p><u>10.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>	<p>為替手形用法</p> <p><u>10.</u> 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</p> <p><u>11.</u> 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</p>

以上